事務所通信

2016 年 7 月号　No.133

（ラベンダー）

CONTENTS

- 所長コメント … 定着率　P1
- 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例　P2
- ストレスチェック制度　P3
- 企業防衛制度　P4
- 税務Q＆A　P5
- お知らせ　おもしろ雑学　P6
- 休日カレンダー　職員雑記　P7

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～

加藤輝守税理士事務所

〒941-0057　新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL　025-552-0678　　FAX　025-552-3824

ホームページアドレス　http：//www.katozeirishi.jp

定着率

就職情報誌の普及や、転職フェアというイベントの開催などにより、多くの企業で定着率が悪くなっています。離職率（全従業員数に占める一年間の中途退職者の割合）が５％以下なら定着率が良いといえます。

ある調査によれば、二十代での転職希望者は46.2%にも及んでいます。これは、今までは中途入社のハンディがあったのが、最近ではそのハンディがなくなり、転職した方が給与のアップや休日の増加が図れるからです。

あなたの会社の社員も約半数は潜在転職希望者なのです。

定着率の減少（離職率の上昇）とともに、社員に言いたいことを言えない経営者、社員のご機嫌伺いの管理者が増えてきています。「怒るとすぐに辞める」ので怒らない、という経営者や管理者が多くなっています。

しかし若者は、同時に社長や管理者に強いリーダーシップを求めています。自分の人生観や価値観、経営理念や企業目的を、繰り返し繰り返しわかりやすく社員に話してあげてください。自分の夢を、会社のビジョンを、熱っぽく社員に語ってあげてください。そして、定着率が下がろうと常に社長の考えをはっきりと述べてください。社員が「うちの社長はいったい将来をどうしようと思っているのか？」「会社は社長の私財を肥やすためにあるのか？」と思いはじめたらもう遅いのです。

退職届けがあなたの手許に届いたときには、社員はもう決心したあとなのです。

経営者にとって大切なのは、社員に遠慮することでも気を遣うことでもなく、はっきりとした自分の考えを述べ、リーダーシップを発揮することです。

そこに、社長と社員の価値観の一致した素晴らしい会社が出来上がるのです。

空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設

相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋であって、当該相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったものに限る。）及び当該相続の開始の直前において当該被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等を当該相続により取得をした個人が、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの間に、次に掲げる譲渡（当該相続の時から当該相続の開始があった日以後 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間にしたものに限るものとし、当該譲渡の対価の額が 1 億円を超えるものを除く。）をした場合には、当該譲渡に係る譲渡所得の金額について居住用財産の譲渡所得の 3,000 万円特別控除を適用することができることとする。

① 当該被相続人居住用家屋（次に掲げる要件を満たすものに限る。）の譲渡又は当該被相続人居住用家屋とともにするその敷地の用に供されている土地等の譲渡

イ 当該相続の時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。

ロ 当該譲渡の時において地震に対する安全性に係る規定又はこれに準ずる基準に適合するものであること。

② 当該被相続人居住用家屋（イに掲げる要件を満たすものに限る。）の除却をした後におけるその敷地の用に供されていた土地等（ロに掲げる要件を満たすものに限る。） の譲渡

イ 当該相続の時から当該除却の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。

ロ 当該相続の時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。

＜ 山 口 ＞

ストレスチェック制度

平成２６年６月２５日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を事業者へ義務づける制度が創設され、平成 27 年 12 月１日より施行されています。

ストレスチェック制度の概要

ストレスチェックの実施

- 常時使用する労働者に対して、年に１回、ストレスチェックを実施することが事業者の義務になります。
  ※ストレスチェックとは、事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査をいいます。
  ※従業員数５０人未満の事業場は、当分の間努力義務となります。

- ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の３領域を含みます。

面接指導の実施

- 高ストレスと評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務になります。

- 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

◎ストレスチェックの結果は直接本人に通知し、本人の同意がない限りは事業者に提供してはいけません。

ストレスチェック制度の流れ

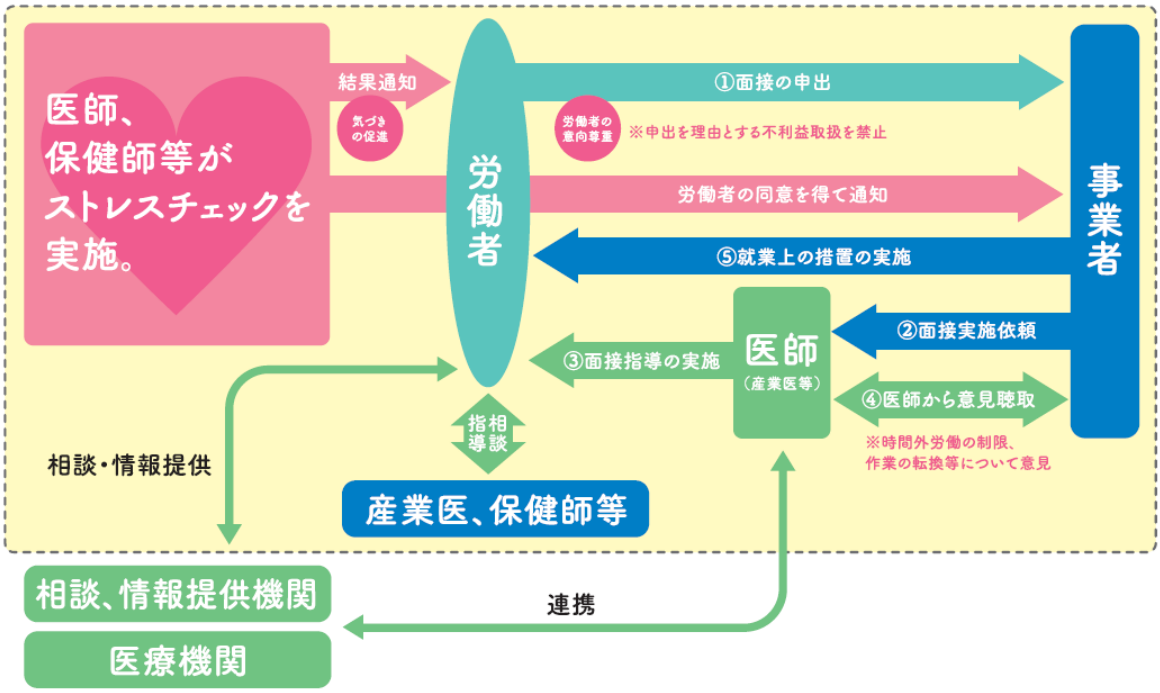

＜　堀　田　＞

企業防衛制度

会社経営において、経営者の死亡リスク・就業不能リスクが存在します。死亡リスクとは、もし経営者が亡くなった場合、会社存続の危機につながる恐れがあります。また、最近では医学の進歩により病気も治る時代になりました。日本人の平均寿命が８０歳を超え長寿時代に突入しております。そのため現代では介護期間が平均１０年と介護に多額なお金を必要とするケースも出てきています。経営者の皆様はしっかり保険に加入されておられるかと思いますが、本当に既存の保険契約はリスクに適していますか？あるいは多額の保険料を払いすぎてはいないですか？

今回は、保険商品を利用した企業防衛の紹介をいたします。

１．死亡リスクに対応する保険

●定期保険

経営者がお亡くなりになった場合、当面の運転資金や借入金返済資金の財源の確保に奔走されるケースが多くあります。このような場合、こちらの保険を活用することで亡くなった時点で保険金が支払われます。

２．就業不能リスクに対応する保険

●重大疾病保障保険

経営者が重大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）にかかり中長期にわたり不在となった場合、当面の運転資金や借入金返済資金の財源を確保できないケースがあります。このような場合、こちらの保険を活用することで重大疾病と診断された時点（約款所定の状態に限る）に保険金が支払われます。

●就業障がい保障保険

経営者が重度の身体障害状態で就業ができなくなった場合、当面の運転資金や借入金返済資金の財源を確保できないケースがあります。このような場合、こちらの保険を活用することで身体障害状態（身体障害者手帳１～３級）になった時点で保険金が支払われます。

●総合医療保険

経営者自らが一線で働かれていて、疾病等で一時的に入院し経営に携われなくなりお店を開店できない場合、人件費や固定費を賄えず資金繰りに奔走したケースがあります。このような場合、こちらの保険を活用することで入院した期間の保険金が支払われます。

３．まずは、保険証券の確認を！！

今契約されている保険契約がうちの会社に適しているかをご確認ください。

もし、迷われましたらぜひ当事務所にご相談下さい。

当事務所では生命保険募集人資格者が真摯に対応させて頂きます。

＜　倉　又　＞

Q.

社会保険の「算定基礎届」とは？

A.

１年に１度、標準報酬月額を求める手続きです。

手続き内容

健康保険及び厚生年金保険の被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、7 月 1 日現在で使用している全ての被保険者に 4～6 月に支払った賃金を、事業主の方から「算定基礎届」によって届出いただき、厚生労働大臣は、この届出内容に基づき、毎年 1 回標準報酬月額を決定します。

日本年金機構ＨＰより

この届出による標準報酬月額の決定は、１年に１度、定期的に行なわれる為、「定時決定」と言われます。

決定し直された標準報酬月額は、9 月から翌年 8 月までの各月に適用されます。

＜　山　田　＞

研　修　予　定

日　　時	研　修　内　容	場　　所	講　　師	参加費
７月２２日(金) １８：３０～	テルモ経営研究会 仕事の原点 ～おもてなしの心～	加藤輝守税理士事務所 ２Ｆ　セミナールーム	税理士 加藤輝守	1,000円

加藤輝守税理士事務所は、中小企業経営力強化支援法に基づく
経営革新等支援機関に認定されました！！

経営革新等支援機関から支援を受けるメリットとして…

①信用保証協会の保証料の引き下げ　②低金利での融資制度　③各種補助金制度
④商業・サービス業等投資減税制度　などが挙げられます。ぜひご活用ください。

お客様をご紹介ください

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、
企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

◇◆◇　おもしろ雑学　◇◆◇

「あじさい」

この時季、綺麗に咲いている「紫陽花」ですが、実は毒を持っています。蕾、花、葉に青酸配糖体やアルカロイドという物質が入っていて、食べてしまうと嘔吐や痙攣、ふらふらしたり、呼吸が苦しくなるなどの中毒症状がでます。毒の量は少なく、食べなければ問題ないようです。ペットや子供には要注意ですね。

（担当：小杉）

■■■■　休日カレンダー　■■■■

７月（ 文月 ） Ｊｕｌｙ

日	月	火	水	木	金	土
					１	２ 山口・堀田
３	４	５	６	７	８	９ 小林・池原
１０	１１	１２	１３	１４	１５	１６ 丸田・田中
１７	１８ 海の日	１９	２０ 融資相談会	２１	２２ テルモ経営研究会	２３
２４	２５	２６	２７	２８	２９	３０ 秋山・倉又
３１						

・網掛けの日が当事務所の休日です。

（名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。）

７月の税務

７月１１日　　平成２８年６月分の源泉所得税・住民税の納付
　　源泉所得税の納期特例分の納付（平成２８年１月～６月）
８月　１日　　所得税の予定納税（第１期分）の納付
　　平成２８年５月決算法人　法人税等・消費税等確定申告・納付
　　平成２８年１１月決算法人　法人税等予定申告・消費税等中間申告・納付
　　平成２９年２月、平成２８年８月決算法人　消費税の中間申告、納付
７月３１日　　７月決算法人の消費税等各種届出書提出

◇◆　職員雑記　◆◇

先日、近所に蛍を見に行きました。蛍を見て、梅雨が明けると夏がはじまります。一年の半分が終わってしまいましたが、残りの半分、季節を楽しむ余裕を持ちながら仕事に励みたいと思います。

＜　池　原　＞